

ちばの園芸高温対策緊急支援事業実施要領

第1 事業の趣旨

ちばの園芸高温対策緊急支援事業の実施については、ちばの園芸高温対策緊急支援事業補助金交付要綱（令和7年3月7日付け生振第1367号。以下「交付要綱」という。）の定めによるほか、本要領に定めるところによる。

第2 事業の内容

交付要綱別表に定める経費の内容及び採択基準は別表のとおりとする。

第3 事業の実施

1 事業実施主体

交付要綱別表に定める「(3) その他知事が定める要件を満たす者」とは、野菜の産地強化計画の策定について（平成13年11月16日付け13生産第6379号）第7の規定に基づく認定を受けた産地強化計画又は果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号）第8の規定に基づく承認を受けた果樹産地構造改革計画に位置付けられた担い手とする。

2 実施期間

本事業の実施期間は令和7年度から令和8年度までとする。

3 事業対象地区

事業の対象地区は、事業の受益及び設置場所が原則として、農業振興地域内の農地又は農業用施設用地であるか、市街化区域内の生産緑地（都市計画法及び生産緑地法に規定された「生産緑地」としての農地）であることとする。

ただし、受益地が農業振興地域に含まれない市街化調整区域にあっては、当該品目及び当該地区が、農業経営基盤強化の促進に関する計画等農業に関する基本構想等の振興計画に、振興する作物、保全すべき農地として記載されていることとする。

4 事業実施計画の協議

- (1) 事業実施主体は、高温対策実施計画申請書（様式第1号）及び高温対策実施計画書（様式第2号）を作成し、暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）及び役員等名簿（様式第4号）を添えて所在地の農業事務所を経由し、知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、事業実施主体から提出のあった実施計画書の内容を審査し、適正と認められる場合は、これを承認し、事業実施主体へ通知するものとする。
- (3) 事業実施主体は、交付要綱第3条の規定に基づき、交付申請書を提出する際に、知事から承認を受けた実施計画書を添付するものとする。

5 事業実施計画の変更

交付要綱別表に定める重要な変更をする場合においては、(1) 及び (2) の手続きに準じて行うものとする。

なお、軽微な変更については、必要に応じ知事に届け出るものとする。

第4 事業利用状況等の報告

- 1 事業実施主体は、事業終了の翌年度から計画で定めた目標年度までの間、当該年度の事業の利用状況等を、様式第5号により、知事へ報告するものとする。
- 2 前項による知事への報告期限は、報告年度の翌年度の5月末日とする。

第5 事業の推進体制

- 1 事業実施主体は、計画の策定及び事業の実施に当たり、関係機関の指導・協力を得て適正に推進するとともに、事業実施後も、効率的かつ適正な管理運営を行うものとする。
- 2 県は、事業の実施に当たり、農業事務所等関係機関による指導及び市町村、農業団体等の協力により、計画及び実施の指導を併せて行い、事業目的の達成に努めるものとする。

第6 事業実施上の留意点

1 適正事業費・規模

補助事業費は、当該地区及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、機械・装置等の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致したものでなければならない。

2 中古品の取扱い

補助の対象とする機械・装置等は、新品又は新設によるほか、既存機械及び資材の有効利用等からみて、当該地区及び事業の実情に即し必要があると認められる場合は、古品、古材の利用に係る事業を補助の対象とすることができるものとする。

3 更新導入の禁止

既存の機械・装置等の代替として同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新）は、補助の対象としないものとする。

4 業者決定

業者決定をする場合は、入札又は見積り合わせに努めることとする。

第7 その他

- 1 本要領の規定により知事に提出する書類は所轄の農業事務所を経由するものとする。
- 2 本要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

(附則)

- 1 本要領は、令和7年3月7日から施行する。

(別表) 経費の内容、採択基準

経費の内容	採択基準
高温対策に資する機械・装置等の導入費 (1) かん水 自動かん水装置、スプリンクラー、冷却水循環装置等 (2) 換気・空気冷却 換気扇、循環扇、外気導入ダクトファン、高通気性防虫ネット、夜冷処理用スポットクーラー等 (3) 遮光・遮熱 遮光ネット、遮熱フィルム等 注：効果が複数年に及ぶ機械・装置等に限る。	(1) から (4) までの全ての基準を満たす計画を予算の範囲内で採択する。 (1) 園芸品目への対策であること。 (2) 事業費が30万円以上であること なお、事業費のうち以下の金額を超える部分は、補助対象外とする。 ① 主として低コスト耐候性ハウスその他の鉄骨ハウスに高温対策に資する機械・装置等を導入する計画 600万円 ② ①以外の計画 300万円 (3) 高温対策については、原則として①「かん水」、②「換気・空気冷却」及び③「遮光・遮熱」の全ての対策を講じるものであること。 ただし、①から③までのそれぞれの対策について、本補助金の交付を受けて実施するか否かは問わない。 (4) 県又は専門家の指導・助言を受けて、栽培方法の改善等を行うものであること。